

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱

第1 目的

この要綱は、一定の基準を満たすリサイクル製品を道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化を促進し、もって道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「循環資源」とは、次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。
 - (1) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）
 - (2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（(1)に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- 2 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品（品質を一定に維持できるものに限る。）をいう。

第3 認定

知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合すると認める製品を北海道認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 道内で発生した循環資源を全部又は一部利用し、道内の事業所で製造加工された製品であること。
- (2) 製品の普及により道内における循環資源の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化の促進に具体的な効果が期待できること。
- (3) 製品の製造加工、流通、使用、再生利用又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮されていること。
- (4) 環境関係法令に基づく許可、届出、協議等が適正に行われており、かつ、申請の日から起算して過去5年以内に環境関係法令に違反して罰則又は命令等の不利益処分を受けていない事業所で製造加工されていること。
- (5) 申請時において既に道内で販売され、又は申請の日から6月以内に道内で販売されることが確実であること。
- (6) 別表1に定める品質、環境安全性への配慮及び循環資源の配合率に関する基準に適合すること。

第4 募集及び申請

- 1 第3の認定に係る募集は、毎年度、別に期間及び対象とする製品の種類を定めて行う。
- 2 第3の認定を受けようとするリサイクル製品を製造加工する者は、1の募集期間内に、認定申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。
- 3 申請に要する費用は申請者の負担とする。

第5 北海道リサイクル製品認定懇談会及び認定の決定

- 1 第3の認定は、北海道リサイクル製品認定懇談会（以下「懇談会」という。）の意見を聴いた上で行う。
- 2 懇談会は、必要に応じ申請者に対してヒアリングの実施及び追加資料を求めることができる。この場合に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 懇談会の開催等については、別に定める。

第6 認定証の交付及び認定の有効期間

- 1 知事は、第3の認定をしたときは、認定証（様式第2号）を申請者に交付するとともに、この旨を公表する。
- 2 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 3 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、2の有効期間満了後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前の募集期間中に、認定更新申請書（様式第3号）により知事に認定の更新を申請しなければならない。この場合、当該認定に係る決定までの期間中は、有効期間にかかわらず認定製品とみなすものとする。
- 4 第3及び第5の規定は、3の更新について準用する。

第7 変更の届出

認定事業者は、認定製品に係る申請事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から30日以内に認定製品変更届出書（様式第4号）により知事に届出なければならない。

ただし、当該変更により、認定製品における環境負荷の低減や環境安全性等に影響を及ぼすおそれがある場合には、あらかじめ認定製品変更協議書（様式第5号）により知事に協議しなければならない。

第8 認定の取消し及び取下げ

- 1 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。
 - (1) 認定製品が第3に定める認定基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定事業者が第7の規定による届出をしなかったとき。
 - (3) 正当な理由がないのに申請から6月以内に認定製品の販売がなされないとき。
 - (4) その他知事が特に必要と認めるとき。
- 2 1の取消により認定事業者に損失が生じたときは、当該認定事業者がその責めを負

う。

- 3 認定事業者は、認定製品の製造を終了したとき、又は認定継続の意志を失ったときは、速やかに認定取下届出書（様式第6号）により知事に届出なければならない。
- 4 知事は、1の規定による認定の取消し又は3の届出があったときは、速やかにこの旨を公表する。

第9 認定製品に係る表示

- 1 認定事業者は、認定製品に別に定める北海道認定リサイクル製品認定マーク及び北海道認定リサイクル製品の表示を付することができる。
- 2 何人も、認定製品以外の製品について、1の表示又は認定製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

第10 認定事業者の責務

- 1 認定事業者は、認定製品に係る品質を維持し、環境安全性を確保するため、適切に認定製品の管理を行わなければならない。
- 2 認定事業者は、毎年6月30日までに、前年度の品質管理等の状況及び販売状況等について、品質管理・販売状況等報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。
- 3 認定事業者は、利用者との間において認定製品に係る品質、安全性等の問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- 4 認定事業者は、認定製品に係る認定基準の適合状況が確認できる試験又は検査結果その他関係資料等を積極的に公開し、利用者からの認定製品に係る信頼性の確保及び向上に努めるものとする。

第11 認定製品の調達の推進等

- 1 道は、道自らが行う工事又は物品の調達において、品質、規格、価格等を考慮の上、認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。
- 2 道は、毎年度、道における認定製品の調達状況を公表するものとする。

第12 認定製品の利用の促進

- 1 道は、道民及び事業者における認定製品の利用が促進されるように、認定製品に関する適切な情報提供及び普及啓発に努めるものとする。
- 2 道は、市町村に対し、認定製品の利用を促進するための情報提供を行うとともに、認定製品の優先的な利用に配慮するよう依頼するものとする。

第13 報告等

- 1 知事は、この要綱の施行に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又は認定事業者の同意のもとに職員を認定事業者の事務所又は工場に立ち入らせ、認定製品に係る帳簿書類、設備その他関係物件を調査することができる。

2 知事は、この要綱の適正な運営のため、認定事業者に対し必要な改善を求めることができる。

第14 庶務

この要綱に関する事務は、環境生活部環境保全局循環型社会推進課において処理する。

第15 要綱の見直し

この要綱は、社会経済情勢の変化、リサイクル技術の進歩、道内におけるリサイクル製品の製造及び販売状況並びに利用実績を踏まえ、適宜見直すものとする。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

別表 1

品質、環境安全性への配慮及び配合率に関する基準

品質	日本産業規格又は日本農林規格に規格の定めがある製品	日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合していること。
	日本産業規格又は日本農林規格に規格の定めがない製品で、北海道が定める工事共通仕様書に規格の定めがある製品	北海道が定める工事共通仕様書に定める規格に適合していること。
	上記以外の製品	公的機関の基準、関係業界が設定する基準等で知事が適当と認める基準等に適合又は準拠していること、若しくは認定製品の規格として知事が適当と認めるもの。
	その他（共通事項）	(1) 製品に適用される関係法令等を遵守していること。 (2) 北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針で定める特定調達品目に該当する製品については、品質に係る判断基準に適合していること。 (3) 循環資源を加工せずに利用するもの及び単に破碎処理をして粒度調整した程度のものは、対象外とする。
環境安全性への配慮	環境中に溶出の可能性のあるものについては、原則として、原材料が次の基準を満たすこと。ただし、製品化の段階において物理化学的な処理を行い、溶出の十分な抑制が図られる場合はこの限りではない。	
	有害物質	(1) 使用場所の環境条件に応じた溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壤の汚染に係る環境基準に適合していること。 (2) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準を満たしていること。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の土壤の汚染に基づく環境基準に適合していること。
配合率	（公財）日本環境協会が定めるエコマーク認定基準に配合率基準が定められている製品又は北海道グリーン購入基本方針で定める環境物品等調達方針で掲げる特定調達品目に該当する製品	原則エコマーク認定基準又は特定調達品目に係る判断基準で定める配合率に適合すること（注1）。
	上記以外の製品	原則循環資源を50%以上用いていること（注2）。 なお、配合率に関するベースを製品全体の重量（又は容量）とするか、製品を構成する関係部分の重量（又は容量）とするかは、製品の構造・成分等の特性を考慮し、個々に判断する。

注1：これらの基準のほか、知事が適当と認める第三者機関における認定基準に適合する製品などについては、個々に適否を判断する。

注2：製造技術上又は品質を確保する上で循環資源を50%以上用いることが困難であるが、道内の循環資源の利用促進や環境教育の推進に一定の効果があると認められる場合などについては、個々に適否を判断する

北海道リサイクル製品認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申 請 者
住所 〒

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第4の2の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1 品目名		
2 製品名		
3 製品の型式、形状、寸法及び規格		
4 製造事業所	所在地	
	名 称	
5 添付資料	(1) 別紙1 循環資源利用説明書 (2) 別紙2 製品製造等における環境負荷低減に関する評価書 (3) 別紙3 製造事業所の環境法令等遵守状況及び製品販売に関する説明書 (4) 別紙4 品質、環境安全性への配慮及び配合率に関する基準適合性 (5) 製品の説明書、紹介パンフレット等 (6) 製品製造フロー説明書 (7) 製品の概観を示すカラー写真 (8) 製造事業所の周辺環境を示す図面 (9) 直前の事業年度における決算書 (10) その他参考資料	

担当者連絡先	所 属 ・ 氏 名		
	所 在 地		
	連絡電話番号等	(電話)	(FAX)
	連絡 E-mail		

循環資源利用説明書

1 製品の原材料として利用する道内循環資源（前年実績）

循環資源の種類	排出者名	発生場所（市町村名）	利用量（t）

2 製品の原材料として利用する道外循環資源の割合（道外循環資源を利用している場合のみ記載）

（1）循環資源の種類別利用割合

循環資源の種類			
循環資源の種類毎の年間 利用量	道内循環資源利用量（A）	（t）	
	道外循環資源利用量（B）	（t）	
	道内循環資源利用割合 $(A / (A+B) \times 100)$	（%）	
道内循環資源の主な排出 者名及び発生場所（市町 村名）			
道外循環資源の主な排出 者名及び発生場所（都府 県及び市町村名）			
道外循環資源利用の理由			

※ 利用する道外の循環資源の種類が複数ある場合は、本記載欄を適宜挿入して追加する。

（2）循環資源の利用割合（総量）

循環資源の年間利用 総量	道内循環資源利用総量（C）	（t）
	道外循環資源利用総量（D）	（t）
	道内循環資源利用総量割合 $(C / (C+D) \times 100)$	（%）

※ 利用する道外の循環資源の種類が複数ある場合のみ記載。

3 製品普及の効果

効果 （循環資源の循環的 利用の促進及び廃棄 物の最終処分量の削 減に対する効果（自己 評価）	
--	--

製品製造等における環境負荷低減に関する評価書

段 階	他の一般製品との比較等による自己評価	
製造加工段階	増加する ・ 変わらない ・ 低減する	
	(理由)	
流通段階	増加する ・ 変わらない ・ 低減する	
	(理由)	
使用段階 (施工及び解体 時含む)	増加する ・ 変わらない ・ 低減する	
	(理由)	
再生利用段階	再生利用可能の有無	可 ・ 不可
	(説明)	
廃棄段階	増加する ・ 変わらない ・ 低減する	
	(理由)	
その他特記事項		

製造事業所の環境法令等遵守状況及び製品販売に関する説明書

1 製造事業所の環境法令等遵守状況

法令等の名称	許可、届出、協議等の状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
北海道循環型社会形成の推進に関する条例(第 24 条～第 30 条: 道外産業廃棄物の搬入事前協議関係) ※ 道外循環資源の利用がある場合に記載	

※ 関連する環境法令が他にもある場合は、本記載欄を適宜挿入して追加する。

環境関係法令の違反による罰則 又は命令等の不利益処分の有無 (過去 5 年以内)	有 ・ 無 <内容(有の場合)>
--	---------------------

2 製品販売に関する事項

販売(予定)年月日	
販売(予定)地域	
主な取扱店(予定)	
製品の販売(予定)価格	

(既販売・更新申請時)

売上額(事業全体)	(直近 年 月期)	円
うちリサイクル製品売上		円
リサイクル製品販売量	(上記期間内)	

※ この欄(売上額等)は「すでに販売を開始している製品」または「更新申請の製品」の場合に記載する。

品質、環境安全性への配慮及び配合率に関する基準適合性

1 品質に係る基準適合性

(1) 日本産業規格又は日本農林規格への適合性

規格の有無	有 ・ 無
規格の名称及び番号	
適合性	適 ・ 否
適合を証明する資料	

(2) 北海道が定める工事共通仕様書に定める規格への適合性

規格の有無	有 ・ 無
関係条項等	
適合性	適 ・ 否
適合を証明する資料	

(3) その他の規格等の適合性※

規格の有無	有 ・ 無
規格の名称等	
適合性	適 ・ 否
適合を証明する資料	

※ (1)、(2)のいずれの規格等にも定めがない製品の場合のみ記載

(4) 製品に適用される関係法令等への適合性

法令等の有無	有 ・ 無
法令等の名称	
適合性	適 ・ 否
適合を証明する資料	

(5) 北海道グリーン購入基本方針に係る判断基準への適合性

特定調達品目の有無	有 ・ 無
特定調達品目の名称	
適合性	適 ・ 否
適合を証明する資料	

2 環境安全性への配慮に係る基準適合性

適合性	適 ・ 否
適合性を証明する資料等	
その他特記事項	

3 配合率に係る基準適合性

(1) エコマーク製品等の該当の有無

エコマーク認定基準に配合率基準が定められている製品又は北海道グリーン購入基本方針で定める環境物品等調達方針で掲げる特定調達品目への該当の有無	有 ・ 無	
	該 当	配 合 率

(2) 循環資源の配合率（1製品あたり重量比）

循環資源の種類	配合率 (%)	その他材料の種類	配合率 (%)
合 計		合 計	
特記事項			

認定番号 第 一 号

北海道認定リサイクル製品 認 定 証

申請者

住 所（所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第3の規定に基づき、認定を受けた製品であることを証します。

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道

製 品 名	
品 目 名	
原材料とする 循環資源の名称	
製造事業所の名称	
製造事業所の所在地	
認定の有効期間	
備 考	

北海道リサイクル製品認定更新申請書

年 月 日

北海道知事 様

申 請 者
住 所 〒

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第6の3の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定の更新を申請します。

1	品目名	
2	製品名	
3	認定年月日及び番号	
4	製造事業所	所在地
		名 称
5	添付資料*	(1) 別紙1 循環資源利用説明書 (2) 別紙2 製品製造等における環境負荷低減に関する評価書 (3) 別紙3 製造事業所の環境法令等遵守状況及び製品販売に関する説明書 (4) 別紙4 品質、環境安全性への配慮及び配合率に関する基準適合性 (5) 製品の説明書、紹介パンフレット等 (6) 製品製造フロー説明書 (7) 製品の概観を示すカラー写真 (8) 製造事業所の周辺環境を示す図面（前回認定時との比較） (9) 直前の事業年度における決算書 (10) その他参考資料

担当者連絡先	所 属 ・ 氏 名	
	所 在 地	
	連絡電話番号等	(電話) (FAX)
	連絡 E-mail	

※(5)、(7)、(10)は、前回認定申請時と変更がない場合は添付省略可

北海道認定リサイクル製品変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届 出 者
住所 〒

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第7の規定により、次のとおり認定製品の変更について届け出ます。

1	品目名		
2	製品名		
3	認定年月日及び番号		
4	変更の内容*		
	変更事項	変更前	変更後

担当者連絡先	所属・氏名		
	所在地		
	連絡電話番号等	(電話)	(FAX)
	連絡 E-mail		

※ 本欄に書ききれない場合は、別紙に記載し添付すること。

北海道リサイクル認定製品変更協議書

年 月 日

北海道知事 様

協 議 者
住 所 〒

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第7の規定により、次のとおり認定製品の変更について協議します。

1 品目名	
2 製品名	
3 認定年月日及び番号	
4 変更の内容*	

担当者連絡先	所 属 ・ 氏 名	
	所 在 地	
	連絡電話番号等	(電話) (FAX)
	連絡 E-mail	

※ 変更の内容を確認できる資料を添付すること。

北海道認定リサイクル製品認定取下届出書

年 月 日

北海道知事 様

届 出 者
住 所 〒

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第8の3の規定により、次のとおり認定製品の認定取下げについて届け出ます。

1 品目名	
2 製品名	
3 認定年月日及び番号	
4 取下げの理由	

担当者連絡先	所属・氏名	
	所在地	
	連絡電話番号等	(電話) (FAX)
	連絡 E-mail	

北海道認定リサイクル製品品質管理・販売状況等報告書

年 月 日

北海道知事 様

報 告 者
住 所 〒

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱第10の2の規定により、 年度の品質管理及び販売状況等を次のとおり報告します。

1 品目名			
2 製品名			
3 認定年月日及び番号			
4 品質管理状況等※ ¹			
5 販売状況等			
(1) 販売期間	年4月1日	～	年3月31日
(2) 販売実績※ ²	販売先	販売数量	販売額
	道内行政機関		
	道内民間		
	道外行政機関		
	道外民間		
	国 外		
	計		

担当者連絡先	所 属 ・ 氏 名		
	所 在 地		
	連絡電話番号等	(電話)	(FAX)
	連絡 E-mail		

※1 認定製品の品質管理状況及び環境安全性への配慮状況等を記載すること。

※2 販売実績については、可能な限り道内（行政機関（道、国、市町村）、民間）、道外（行政機関、民間）及び国外の区分毎に記載すること。